

フリーローン「BEYOND」 定型約款 変更履歴

【変更日：令和7年4月1日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
前文	私は、株式会社ドコモ・ファイナンスの保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」および「保証会社に対する個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認のうえ標記ローンの利用を申し込みます。なお、借入諸条件については本申込書、ローン契約規定および各条項に、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します	私は、オリックス・クレジット株式会社の保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」および「保証会社に対する個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認のうえ標記ローンの利用を申し込みます。なお、借入諸条件については本申込書、ローン契約規定および各条項に、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します。	保証会社であるオリックス・クレジット株式会社が株式会社ドコモ・ファイナンスに社名変更したため
宛名	株式会社 ドコモ・ファイナンス 宛	オリックス・クレジット株式会社 宛	
ローン契約規定第3条第1項	借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は株式会社ドコモ・ファイナンス保証付フリーローン「BEYOND」借入申込書兼金銭消費貸借契約証書兼保証委託契約書（以下「金銭消費貸借契約証書」という）に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の10日前までに金庫へ通知するものとします。	借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日はオリックス・クレジット株式会社保証付フリーローン「BEYOND」借入申込書兼金銭消費貸借契約証書兼保証委託契約書（以下「金銭消費貸借契約証書」という）に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の10日前までに金庫へ通知するものとします。	
ローン契約規定第4条	保証料は金庫所定の方法により金庫が株式会社ドコモ・ファイナンス（以下、「ドコモ・ファイナンス」という）に支払うものとします。	保証料は金庫所定の方法により金庫がオリックス・クレジット株式会社（以下、「オリックス・クレジット」という）に支払うものとします。	
ローン契約規定第19条	<ol style="list-style-type: none"> 第8条または第9条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、ドコモ・ファイナンスに対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 ドコモ・ファイナンスが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、ドコモ・ファイナンスに返済するものとします。 	<ol style="list-style-type: none"> 第8条または第9条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、オリックス・クレジットに対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 オリックス・クレジットが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、オリックス・クレジットに返済するものとします。 	